

(別紙) 「CHECK&CHECK CLUB 会員規約 新旧対比表」は次のとおりです。

旧 会員規約	新 会員規約
<p data-bbox="76 170 419 197"><CHECK & CHECK CLUB 会員規約></p> <p data-bbox="520 248 751 271" style="text-align: right;">株式会社 ベネフィット・ワン</p> <p data-bbox="76 286 172 309">第1条 目的</p> <p data-bbox="76 324 762 383">CHECK & CHECK CLUB (以下「本クラブ」という) は、会員のグルメライフの充実を図り、より豊かで有益な外食機会の実現を目的とします。</p> <p data-bbox="76 436 236 459">第2条 本規約の適用</p> <p data-bbox="76 474 762 533">本規約は、個人で直接に本クラブ事務局 (以下「事務局」という) 宛に申込みもしくは<u>会員証登録して</u>入会された会員に対し適用されます。</p> <p data-bbox="76 622 284 645">第3条 本クラブのサービス</p> <p data-bbox="76 660 762 719">本クラブの会員は、本クラブの加盟店をご利用いただく際に、優待割引等のサービスを利用することができます。</p> <p data-bbox="76 772 268 795">第4条 入会・登録手続き</p> <p data-bbox="76 810 762 869">本クラブの目的に賛同し本規約を承認の上、事務局へ所定のフォームで入会または<u>会員登録の申込み</u>をされ、事務局によって認められた個人をその年度の<u>会員証登録会員</u>として登録します。</p> <p data-bbox="76 884 762 943">なお、「年度」とは、本クラブのガイドブックの年度を以てその発行予定時期であるその前年の11月頃から翌々年の3月31日までのおよそ17ヶ月の期間を指します。</p> <p data-bbox="76 996 204 1019">第5条 年会費</p> <p data-bbox="76 1034 762 1355">1. 事務局に直接<u>申込みされた</u>会員は、事務局よりお届けする払込案内に基づき、別途定める年会費を、<u>振込みまたはクレジットカード自動引落とし</u>の方法で事務局にお支払いいただきます。<u>年会費の支払方法は、コンビニエンス・ストアまたは郵便局経由の振込みとクレジットカードの自動引落としとのいずれかを選ぶことができます。</u></p> <p data-bbox="76 1182 762 1240">2. 取扱店にてお申込みいただいた会員は、<u>お申込み店</u>に年会費をお支払いいただきます。<u>お支払の方法</u>は、取扱店の決済規定に準じます。</p> <p data-bbox="76 1256 762 1314">3. 年会費をお支払いいただくと、原則として、ご希望のエリア (地域) のガイドブック1冊と会員証1枚が発行されます。</p> <p data-bbox="76 1330 762 1352">4. 年会費はご希望のエリアによって価格が異なります。それは掲載店数が異なるためです。</p> <p data-bbox="76 1406 236 1429">第6条 会員証の発行</p> <p data-bbox="76 1444 762 1503">1. 各会員宛に「CHECK & CHECK CLUB 会員証」が、事務局に申込みされた個人の名義で1枚発行され、登録された宛先に送付されます。</p> <p data-bbox="76 1518 576 1541">2. 1枚の会員証に対し一つ、年度ごとの会員証番号が付与されます。</p> <p data-bbox="76 1556 517 1579">3. 会員証の有効期間は、発行日から各年度末までとします。</p> <p data-bbox="76 1594 762 1688">4. 取扱店にてお申込みいただいた場合、お申込み時に取扱店より会員証をお渡しします。この時点で本サービスをご利用いただくことは可能ですが、事務局への<u>会員証登録</u>はされておらず、<u>会員証登録</u>のためには所定のフォームでの手続きが必要です。</p> <p data-bbox="76 1742 236 1765">第7条 会員証の使用</p> <p data-bbox="76 1780 762 1874">会員は、会員証の有効期限満了日まで、本クラブ加盟店の利用の際に会員証にあるCCCマークを加盟店に提示することにより、<u>事務局</u>と加盟店とが協定した優待割引などのサービスを利用することができます。</p> <p data-bbox="76 1928 252 1951">第8条 会員の名義変更</p> <p data-bbox="76 1966 762 2060">会員は、<u>第10条</u>に定める年々割引資格とともに、配偶者もしくは第二親等までの親族への会員名義の変更をすることができます。その場合、<u>事務局</u>の定めるフォームにより、登録会員本人からの申請が必要です。</p>	<p data-bbox="794 170 1137 197"><CHECK & CHECK CLUB 会員規約></p> <p data-bbox="1259 248 1490 271" style="text-align: right;">株式会社 ベネフィット・ワン</p> <p data-bbox="794 286 890 309">第1条 目的</p> <p data-bbox="794 324 1513 383">CHECK & CHECK CLUB (以下「本クラブ」という) は、会員 (<u>第4条の定義による。以下同じ</u>) のグルメライフの充実を図り、より豊かで有益な外食機会の実現を目的とします。</p> <p data-bbox="794 436 954 459">第2条 本規約の適用</p> <p data-bbox="794 474 1513 568">本規約は、個人で直接に<u>株式会社ベネフィット・ワン (以下「当社」という)</u> が運営する本クラブ事務局 (以下「事務局」という) 宛に<u>入会申込みまたは会員証番号登録の申込み</u>をして本クラブに<u>入会された</u>会員に対し適用されます。</p> <p data-bbox="794 622 1002 645">第3条 本クラブのサービス</p> <p data-bbox="794 660 1513 719">本クラブの会員は、本クラブの加盟店をご利用いただく際に、優待割引等のサービス (<u>以下「本サービス」という</u>) を利用することができます。</p> <p data-bbox="794 772 986 795">第4条 入会・登録手続き</p> <p data-bbox="794 810 1513 904">本クラブの目的に賛同し本規約を承認の上、事務局へ所定のフォームで入会 <u>申込み</u>または <u>会員証番号登録</u>の申込みをされ、<u>当社</u>によって認められた個人をその年度の <u>会員証番号登録会員 (以下、単に「会員」という)</u> として登録します。</p> <p data-bbox="794 920 1513 978">なお、「年度」とは、本クラブのガイドブックの年度を以てその発行予定時期であるその前年の11月頃から翌々年の3月31日までのおよそ17ヶ月の期間を指します。</p> <p data-bbox="794 1032 922 1055">第5条 年会費</p> <p data-bbox="794 1070 1513 1391">1. 事務局に直接<u>入会申込みをされた</u>会員は、<u>当社</u>よりお届けする払込案内に基づき、別途定める年会費を、<u>コンビニエンス・ストアまたはゆうちょ銀行経由の払込み (以下「払込み」という)</u>の方法で<u>当社</u>にお支払いいただきます。</p> <p data-bbox="794 1182 1513 1276">2. <u>当社</u>が認定する取扱店 (<u>以下「取扱店」という</u>) にて<u>会員証とガイドブックのセット商品 (以下「セット商品」という)</u>をお申込みいただいた会員は、<u>当該取扱店</u>に年会費をお支払いいただきます。<u>なお、年会費の支払方法</u>は、取扱店の決済規定に準じます。</p> <p data-bbox="794 1292 1513 1350">3. 年会費をお支払いいただくと、原則として、ご希望のエリア (地域) のガイドブック1冊と会員証 (<u>第6条の定義による</u>) 1枚が発行されます。</p> <p data-bbox="794 1366 1513 1388">4. 年会費はご希望のエリアによって価格が異なります。それは掲載店数が異なるためです。</p> <p data-bbox="794 1442 954 1464">第6条 会員証の発行</p> <p data-bbox="794 1480 1513 1538">1. 各会員宛に「CHECK & CHECK CLUB 会員証」 (<u>以下「会員証」という</u>) が、事務局に<u>申し込まれた</u>個人の名義で1枚発行され、登録された宛先に送付されます。</p> <p data-bbox="794 1554 1294 1576">2. 1枚の会員証に対し一つ、年度ごとの会員証番号が付与されます。</p> <p data-bbox="794 1592 1235 1615">3. 会員証の有効期間は、発行日から各年度末までとします。</p> <p data-bbox="794 1630 1513 1724">4. 取扱店にて<u>セット商品</u>をお申込みいただいた場合、お申込み時に取扱店より会員証をお渡しします。この時点で本サービスをご利用いただくことは可能ですが、事務局への <u>会員証番号登録</u>はされておらず、<u>会員証番号登録</u>のためには所定のフォームでの手続きが必要です。</p> <p data-bbox="794 1778 954 1800">第7条 会員証の使用</p> <p data-bbox="794 1816 1513 1910">会員は、会員証の有効期限満了日まで、本クラブ加盟店の利用の際に会員証にあるCCCマークを加盟店に提示することにより、<u>当社</u>と加盟店とが協定した優待割引などのサービスを利用することができます。</p> <p data-bbox="794 1964 968 1986">第8条 会員の名義変更</p> <p data-bbox="794 2002 1513 2096">会員は、<u>第10条</u>に定める年々割引資格とともに、配偶者または第二親等までの親族への会員名義の変更をすることができます。その場合、<u>当社</u>の定めるフォームにより、会員本人からの申請が必要です。</p>

第9条 会員証の再発行

1. 事務局に番号登録のある会員証を紛失した場合、会員本人からの申請と所定の再発行手数料にて、紛失した年度の会員証を再発行することができます。この場合、会員証番号は新しい番号が付与され、紛失した会員証の番号は事務局にて無効登録されます。
2. その年度の会員証番号登録が事務局にて確認できない場合、会員証は再発行できず、会員は規定の会員証新規発行の場合の定価を支払う必要があります。

第10条 年々割引の取扱い

1. 会員証とガイドブックのセット商品（以下セット商品という）を、直接事務局に毎年継続して申し込んだ場合、その継続年数によって、別途定める年度会費の割引が適用されます。これを年々割引といいます。
2. 原則として、年々割引が適用される商品は、会員がその年度の予約締切り日までに申し込んだセット商品に限定されます。
3. 年々割引が適用される商品の年度会費の支払い手続きは、事務局が公示する締切り期間までに所定のフォームで行うものとします。

第11条 年々割引の不適用

第10条の1～3の事項が、いずれか一つでも満たされない場合、その年度の年々割引は適用されず、原則として定額の年度会費が適用されます。ただし、事務局への直接申込みが継続され、翌年の申込み時に、第10条の規定が満たされた場合、翌年以降は引続き元々の継続年数に加算された年々割引が適用されます。

第12条 年々割引資格の譲渡

1. 年々割引資格を有する会員は、その資格を配偶者又は第二親等の親族の一人に譲渡することができます。
2. 譲渡の申請は、会員本人が事務局宛に書面で行うものとします。

第13条 年々割引資格の失効

直接事務局へのセット商品の継続申込みが中断した場合、年々割引の適用は終了します。翌年再度事務局へ直接申込みを行った場合、年々割引は初年度価格が適用されます。

第14条 自動継続会員

1. 会員が直接事務局にてセット商品の申込みを行い、年度会費の支払い方法としてクレジットカード自動引落としを登録した場合、その会員は「自動継続会員」となり、申込み翌年より毎年12月に、初年度と同エリア同数のセット商品が届けられます。
2. 自動継続会員には、第10条から第13条までの年々割引に関する規定が適用されます。
3. 原則として、自動継続商品は初年度に自動継続として申し込んだセット商品のみとなり、その後追加で申し込んだものは自動継続とはなりません。
4. 自動継続会員は、氏名・住所・電話番号・自動継続商品内容・自動引落としのクレジットカード情報など、登録事項の変更があった場合、毎年9月末まで、もしくは毎年度の自動継続変更の締切り日までに、速やかに会員本人より事務局まで連絡を行う必要があります。
5. 自動継続会員の登録のクレジットカード情報に不備があり、事務局が請求不能と判断した場合、事務局は自動継続商品の発送を停止し、キャンセルとして扱うことができます。
6. 第4項の変更連絡締切りを過ぎた後でも、年度内に、会員より正しい登録情報の連絡があった場合、事務局は前項によりキャンセルした自動継続申込みを復活させ、商品を出荷します。この際、引続きの年々割引価格が適用されます。
7. 自動継続会員が次年度の自動継続登録のキャンセルを希望する場合、毎年9月末日まで、もしくは事務局が公示する自動継続変更のべ切日までに、会員本人より事務局に、理由と共にキャンセルの連絡をしてください。上記連絡が事務局にて確認できなかったため新年度商品が発送されてしまった場合は、その年度の自動継続商品のキャンセルはできません。

第15条 商品発送後のキャンセル

1. 前条第7項の定めにかかわらず、すべての申込みにおいて、申込内容に沿った商品の発送後に、やむを得ない理由が生じてキャンセルを行う場合は、会員は商品到着から3週間以内に送料会員

第9条 会員証の再発行

1. 事務局に番号登録のある会員証を紛失した場合、会員本人からの申請と所定の再発行手数料を支払うことにより、紛失した年度の会員証の再発行を受けることができます。この場合、会員証番号は新しい番号が付与され、紛失した会員証の番号は事務局にて無効登録されます。
2. その年度の会員証番号登録が当社で確認できない場合、会員証は再発行できず、会員は所定の会員証新規発行の場合の定価を支払う必要があります。

第10条 年々割引の取扱い

1. 会員が直接事務局にセット商品を毎年継続して申し込んだ場合、その継続年数によって、別途定める年度会費の割引が適用されます（以下、この割引を「年々割引」といい、年々割引を受けられる資格を「年々割引資格」という）。
2. 原則として、年々割引が適用される商品は、会員がその年度の予約締切り日までに申し込んだセット商品に限定されます。
3. 年々割引が適用されるセット商品の年度会費の支払い手続きは、当社が告知する締切り期間までに所定のフォームで行うものとします。

第11条 年々割引の不適用

前条に定めるいずれかの事項の一つでも満たされない場合、その年度の年々割引は適用されず、原則として定額の年度会費が適用されます。ただし、事務局への直接申込みが継続され、翌年のセット商品の申込み時に、前条の規定が満たされた場合、翌年以降は引続き元々の継続年数に加算された年々割引が適用されます。

第12条 年々割引資格の譲渡

1. 年々割引資格を有する会員は、その資格を配偶者または第二親等までの親族の一人に譲渡することができます。
2. 年々割引資格の譲渡の申請は、会員本人が事務局宛に書面で行うものとします。

第13条 年々割引資格の失効

会員による直接の事務局へのセット商品の継続申込みが中断した場合、年々割引の適用は終了します。

なお、会員が継続申込みを中断した翌年に、再度事務局へのセット商品の申込みを行った場合、年々割引は初年度価格が適用されます。

※【旧14条を削除】

なお、自動継続会員については、本則の後に付則をもって特約を定める。

第14条 商品発送後のキャンセル

1. 全ての商品の申込みにおいて、申込内容に沿った商品の発送後に、やむを得ない理由が生じてキャンセルを行う場合は、会員は商品到着から3週間以内に送料会員負担の上、当社に商品を全て

負担の上**事務局**に商品を**すべて**返却し、**事務局**に定価の30%分の料金のキャンセル手数料を支払うものとします。

2. 前項の場合も、会員が会員証に署名済みの場合は、商品は一切キャンセルまたは返品することができません。また、上記期間を過ぎた年度途中のキャンセルはできません。

第16条 遵守事項

会員は、以下の事項を必ず守ってください。

(1) **会員は、ガイドブック、ホームページに記載のご利用方法と基本ルールを遵守しなければならない。**

(2) 本クラブのサービスの利用に際しては、加盟店の利用規定に従い、万一加盟店に対して、故意または過失により損害を与えたとき、**会員**はその損害を賠償する。

(3) **登録会員は、事務局の登録事項に変更が生じた場合、速やかに所定のフォームにて事務局に届け出を行うものとする。**

(4) 本クラブのサービスを営利目的で使用**してはならない。**

第17条 会員資格の取り消し

1. 会員が次のいずれかの事由に該当する場合は、**事務局**は会員資格を取消すことができます。

会員は、**事務局**より会員証返還請求があった場合は直ちに会員証を返却するものとします。

①会員が本規約に定める事項および特約に違反した場合

②**事務局**にて、会員が申し込んだ年度会費の支払いが確認できない場合

③本クラブの信用等を傷付けるおそれがあると**事務局**が判断した場合

④会員として不適切・不適格であると**事務局**が判断した場合

⑤申込みおよび**登録**の内容に虚偽の記載があった場合

⑥第14条第5項の場合

※【6号を新設】

2. 前項に基づき会員資格が取消され、会員証**及び**その他の商品が返還された場合は、第15条が規定するキャンセルの取扱いが適用されます。

3. 返還請求にも拘わらず会員証を返還せずに使用した場合は、**当該会員**は、会員証の不正使用を行ったものとみなし、会員証が**没収される**ことがあります。

第18条 個人情報の管理

事務局は、**会員登録**に際して会員より届け出られた利用者本人を識別する情報（個人情報）を、別途定める「個人情報の取扱いについて」の下で厳に秘密として管理します。

第19条 規約の変更等

1. **事務局**が本規約の重要な変更を行う場合には、会員に対し、変更後の規約適用開始前に1ヶ月以上の予告期間においてWEBまたは書面でも変更内容を周知するものとします。変更の発信から30日以内に会員から不承認または異議の申し出がない場合には、当該変更は承諾されたものとみなします。

2. 変更の通知の発信後**14**日以内に会員が変更を承諾しない旨を申し出た場合には、変更後の規約適用開始日の前日をもって、当該会員は**本会会員**としての地位を失うものとします。**この場合、第15条が規定するキャンセルの取扱いが適用されます。**

第20条 管轄裁判所

会員と**事務局**の間で**訴訟の必要性**が生じた場合、**事務局の本社所在地**を管轄する地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とします。

※【付則を新設】

返却し、**当社**に定価の30%分の料金のキャンセル手数料を支払うものとします。

2. 前項の場合も、会員が会員証に署名済みの場合は、商品は一切キャンセルまたは返品することができません。また、上記期間を過ぎた年度途中のキャンセルはできません。

第15条 遵守事項

会員は、以下の事項を必ず守ってください。

(1) **ガイドブックおよびホームページ等**に記載のご利用方法と基本ルールを遵守**すること。**

(2) 本クラブのサービスの利用に際しては、加盟店の利用規定に従い、万一加盟店に対して、故意または過失により損害を与えたとき、その損害を賠償する**こと。**

(3) 事務局の登録事項に変更が生じた場合、速やかに所定のフォームにて事務局に届け出を行う**こと。**

(4) 本クラブのサービスを営利目的で使用**しないこと。**

第16条 会員資格の取り消し

1. 会員が次のいずれかの事由に該当する場合は、**当社は当該会員**の会員資格を取消すことができます。

会員は、**当社**より会員証返還請求があった場合は、直ちに会員証を返却するものとします。

(1) 会員が本規約に定める事項および特約に違反した場合

(2) **当社**にて、会員が申し込んだ年度会費の支払いが確認できない場合

(3) 本クラブの信用等を傷付けるおそれがあると**当社**が判断した場合

(4) 会員として不適切・不適格であると**当社**が判断した場合

(5) **入会申込みおよび会員登録番号登録**の内容に虚偽の記載があった場合

※【旧6号を削除】

(6) **前各号に準ずる事由が生じた場合**

2. 前項に基づき**会員**の会員資格が取消され、会員証**および**その他の商品が返還された場合は、第14条に規定するキャンセルの取扱いが適用されます。

3. **当社による**返還請求にも拘わらず、**会員**が会員証を返還せずに使用した場合は、**当社は、当該会員**が会員証の不正使用を行ったものとみなし、会員証を**没収する**ことがあります。

第17条 個人情報の管理

当社は、会員登録番号登録に際して会員より届け出られた利用者本人を識別する情報（個人情報）を、別途定める「個人情報の取扱いについて」の下で厳に秘密として管理します。

第18条 規約の変更等

1. **当社**が本規約の重要な変更を行う場合には、会員に対し、変更後の規約適用開始前に1ヶ月以上の予告期間においてWEBまたは書面でも変更内容を周知するものとします。変更の発信から30日以内に会員から不承認または異議の申し出がない場合には、当該変更は承諾されたものとみなします。

2. 変更の通知の発信後**30**日以内に会員が変更を承諾しない旨を申し出た場合には、変更後の規約適用開始日の前日をもって、当該会員は**本クラブの会員**としての地位を失うものとします。

第19条 管轄裁判所

会員と**当社**の間で**本クラブに関連する事項について訴訟**が生じた場合、**当社の本店所在地**を管轄する地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とします。

付 則

1. 2018年度における「自動継続会員」のための特約

2017年度に、直接事務局にセット商品の申込みを行い、かつ年度会費の支払方法をクレジットカードによる支払い（以下「クレジットカード払い」という）を選択し継続的に本サービスを利用している会員（本付則において「自動継続会員」という）については、次の特約を適用するものとします。

(1) 2018 年度におけるセット商品の継続申込み分の年会費の支払方法は、引き続きクレジットカード払いとし、2017 年 10 月 20 日までにキャンセルのご連絡がない限り、2017 年 12 月に 2018 年度版セット商品をお届けいたします。ただし、クレジットカードの有効期限切れまたはクレジットカード会社による取引の承認が得られない場合等については、年会費の支払方法をクレジットカード払いより払込みに変更されたものとみなします。

(2) 自動継続商品は原則として、2017 年度に自動継続として申し込んだセット商品のみとなり、その後追加で申し込んだ商品は自動継続とはなりません。

(3) 自動継続会員の登録のクレジットカード情報に不備があり、当社が請求不能と判断した場合、当社は自動継続商品の発送を停止し、キャンセルとして取扱うことができます。

(4) 本規約第 10 条乃至第 13 条の年々割引に関する規定は、自動継続会員に対しても他の会員と同様に適用されます。

2. 2019 年度以降の自動継続の取扱い

2018 年度のセット商品の継続申込み分をもって自動継続会員は終了とし、2019 年度以降の自動継続の取扱いは行わずに、会員は、2019 年度以降は毎年入会申込み等を行い、かつ年会費の支払方法は、払込み限りとします。

(2017 年 10 月 1 日改定)